

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年4月から同年9月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成5年4月1日から10年4月11日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額は、平成5年4月から7年9月までは20万円、7年10月から9年9月までは22万円、9年10月から10年4月までは24万円と記録されているが、実際に支給された給与額より低くなっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年8月及び同年9月の標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超える標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料（2万9,000円）を事業主により給与から控除され、この標準報酬月額（41万円）より低い報酬月額（35万7,000円）の支払いを受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は36万円であることが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成5年8月及び同年9月の標準報酬月額については、36万円に訂正することが妥当である。

また、平成5年4月から同年7月までの標準報酬月額について、申立人は給与明細書を所持していないものの、i) 5年8月及び同年9月、7年1月、9

年8月及び同年10月から同年12月までの給与明細書によると、いずれも報酬月額が35万7,000円となっているとともに、申立人も「入社時に月給35万円の雇用条件で入社した。申立期間の給与は一律であった。」と供述していることから、申立人が入社した5年4月から9年12月までの報酬月額は毎月35万7,000円であったと考えられること、ii) 5年8月及び同年9月の給与明細書における厚生年金保険料(2万9,000円)が標準報酬月額(41万円)に見合う保険料額となっていること、iii) 申立人の健康保険被保険者番号の前後各5人に照会したところ、回答のあった同僚2人は、給与明細書は保管していないが、厚生年金保険の資格取得時から短期間で保険料控除額が変わった記憶は無いと供述していること、などを踏まえると、申立人は当該期間についても、5年8月及び同年9月と同様に、標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料(2万9,000円)を事業主により給与から控除され、この標準報酬月額(41万円)より低い報酬月額(35万7,000円)の支払いを受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は36万円であることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の平成5年4月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、平成5年10月1日から10年4月11日までの期間に係る標準報酬月額のうち、7年1月、9年8月、9年10月から同年12月まで及び10年2月から同年4月までについては、給与明細書で確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成5年10月から6年12月まで、7年2月から9年7月まで、9年9月及び10年1月の標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票(平成9年分)及びB市が保有する課税データ(平成7年分から9年分)の社会保険料控除額からは、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたとは推認できず、申立人が名前を挙げた同僚4人、申立期間当時の社会保険事務担当者及びC社(平成11年、A社から社名変更。)のいずれも、当該期間に係る給与明細書、賃金台帳等の関係資料を保有しておらず、具体的な証言を得ることもできなかった。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡及訂正された形跡はなく、申立人が同僚として名前を挙げた3人(いずれもトラック運転手)の標準報酬

月額と比較しても申立人のみが低額となっているなどの不自然な状況も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年10月まで
昭和47年3月から48年10月までA事業所（B区）に調理師として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B区にあったA事業所に勤務したと申し立てているが、オンライン記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、商業登記簿によっても、その存在を確認することはできない。

また、申立人がA事業所に勤務していた期間中に通院したとする医療機関は、「申立人が通院していたかどうか、資料を保存していなので分からない。」としているほか、申立人が同店を紹介されたとするC協会も、「以前は紹介を行っていたが、当時の記録は残っておらずA事業所があったかどうか分からない。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間の雇用保険の被保険者記録は無く、申立人自身もA事業所の事業主や同僚及び事業者名等を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。